

令和4年12月21日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長
(三重県情報通信部長)

警 察 本 部 長

三重県警察国民保護警備計画の策定について（通達）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）、「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」（平成17年10月28日作成）及び「三重県国民保護計画」（平成18年3月31日作成）に基づき、本県警察における国民の保護のための措置等を的確かつ迅速に実施するため、別添のとおり「三重県警察国民保護警備計画」を策定したので、効果的な運用に努められたい。

別添

三重県警察国民保護警備計画

令和4年12月

目 次

第1	総則	1
1	目的	1
2	準拠	1
3	基本方針	1
4	警察庁長官からの指揮監督等	1
5	中部管区警察局三重県情報通信部との連携	2
6	配慮すべき事項	2
第2	平素の措置	3
1	体制の整備等	3
2	実態把握及び基礎資料の収集整備	4
3	装備資機材の整備等	4
4	生活関連等施設の安全確保	4
5	住民の避難対策	5
6	交通管理対策	5
7	教養訓練等	6
第3	武力攻撃事態等における体制の確立	6
1	職員の招集・参集	6
2	交通機関の途絶への対応	6
3	県警備対策室又は県警備対策本部の設置等	6
4	署警備対策室又は署警備対策本部の設置等	7
5	部隊の編成	7
6	警察署における体制の報告	8
7	県公安委員会への報告	8
第4	国民保護措置等	8
1	武力攻撃の兆候等に係る情報入手時の報告等	8
2	警報等に係る措置	9
3	住民の避難	9
4	退避の指示等応急措置	11
5	被災者の捜索及び救出	12
6	生活関連等施設の安全確保	13
7	NBC攻撃等による災害への対処	13
8	被災情報等の収集及び提供	14

9	情報通信の確保	-----	15
10	道路交通の管理	-----	15
11	応急の復旧	-----	16
12	海外からの支援の受入れ	-----	16
13	特殊標章等の交付	-----	16
第5	緊急対処保護措置に関する事項	-----	16

別表第1 三重県警察警備対策室編成表

別表第2 三重県警察警備対策本部編成表

別表第3 本部部隊編成表

別表第4 武力攻撃の兆候等に係る情報入手時の報告連絡系統図

第1 総則

1 目的

この計画は、三重県警察（以下「県警察」という。）が武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態（事態対処法第22条第1項の緊急対処事態をいう。以下同じ。）における緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項の緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 準拠

国民保護措置に関する警察活動は、事態対処法及び国民保護法を基本とし、国民保護法の規定に基づき作成された、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日作成）、国家公安委員会・警察庁国民保護計画（平成17年10月28日作成）、三重県国民保護計画（平成18年3月31日作成）等によるほか、この計画の定めるところによる。

3 基本方針

武力攻撃事態等においては、国民保護法その他関係法令に基づき、国民の協力を得つつ、県、市町、消防機関、海上保安部、自衛隊等関係機関と相互に連携協力し、国民保護措置の実施に万全を期するものとする。

4 警察庁長官からの指揮監督等

警察庁長官から必要な指揮監督を受けた三重県警察本部長（以下「本部長」という。）は、避難住民の誘導、生活関連等施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第27条で定めるものをいう。以下同じ。）の安全確保その他の県警察の実施する国民保護措置及び国民保護措置の実施に関し必要な措置に関して三重県警察職員（以下「職員」という。）の指揮監督を行うものとする。また、警察法（昭和29年法律第162号）第71条第1項に規定する緊急事態の布告が発せられ、警察庁長官から必要な命令又は指揮を受けたときも同様に必要な措置に関して職員の指揮監督を行うものとする。

5 中部管区警察局三重県情報通信部との連携

この計画において、通信に関する事項については、中部管区警察局三重県情報通信部（以下「情報通信部」という。）との緊密な連携を図り、協力して行うものとする。

6 配慮すべき事項

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加えるに当たっては、当該国民保護措置を実施するため必要最小限度のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

ア 国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。

イ 国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続に関する文書については、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合にはその保存期間を延長するなど、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）による当該文書の逸失を防ぐために、安全な場所に確実に保管するなど、その保存には特段の配慮を払うものとする。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報（国民保護法第126条第1項の被災情報をいう。以下同じ。）等について、正確な情報を適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

(4) 関係機関との連携協力の確保

ア 三重県知事（以下「県知事」という。）、市町長等から県警察に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

イ 広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）等による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

(5) 国民の協力の確保

ア 国民保護措置の重要性につき国民に対する啓発に努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、住民に対して、訓練への参加を要請するなどにより、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

イ ボランティア団体との連携を図るとともに、武力攻撃事態等においては、適切な情報提供に努めるものとする。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

警報（国民保護法第44条第1項の警報をいう。以下同じ。）、緊急通報（国民保護法第99条第1項の武力攻撃災害緊急通報をいう。以下同じ。）等の情報伝達及び避難誘導、救援（国民保護法第75条第1項の救援をいう。）等において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

(7) 職員等の安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、職員その他国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

第2 平素の措置

所属長は、次の措置のうち、自所属の事務に係るものを平素から実施し、武力攻撃事態等の発生に備えるものとする。

なお、1(2)及び(3)の措置にあつては全ての所属長が、2の措置にあつては全ての警察署長（以下「署長」という。）が実施するものとする。

1 体制の整備等

(1) 情報収集・提供体制の整備

国民保護措置の実施状況、被災情報、安否情報（国民保護法第94条第1項の安否情報をいう。以下同じ。）等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

警報及び緊急通報の内容を迅速かつ的確に伝達できるよう、各種通信手段の活用のための体制や設備の整備に努めるものとする。

(3) 情報伝達経路の多重化等

武力攻撃災害が警察の情報収集・連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が相互に的確かつ迅速に行えるよう、情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努めるものとする。

(4) 画像情報の収集・連絡システムの整備

機動的な情報収集活動を行うことができるよう、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を図るものとする。

(5) 非常通信体制の整備等

武力攻撃災害発生時においても通信が途絶することがないように、非常用電源を確保するなど非常通信体制の整備を図るとともに、その定期点検を行うものとする。

(6) システム構成の二重化

武力攻撃災害発生により情報管理機能に支障を来した場合において速やかに回復させるため、システム構成の二重化及び重要データのバックアップの措置を行うものとする。

2 実態把握及び基礎資料の収集整備

武力攻撃事態等に至った場合に的確な国民保護措置が実施できるよう、市町等関係機関と連携して次に掲げる事項について調査し、管轄区域内の実態等の把握に努めるものとする。

(1) 避難施設（国民保護法第148条第1項の避難施設をいう。）

(2) 避難要領（避難手段、避難経路、避難実施単位等）

(3) 生活関連等施設

(4) 大規模集客施設

(5) その他国民保護措置の実施に必要な事項

3 装備資機材の整備等

(1) 装備資機材の整備

国民保護措置の実施に必要な装備資機材を整備するものとする。

(2) 警察施設の整備及び点検

警察本部庁舎、警察学校、警察署等の警察施設が武力攻撃事態等発生時において応急対策の拠点となるという重要性を考慮し、その整備及び点検を行うものとする。

(3) 物資の備蓄及び調達体制の整備

物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を図るものとする。

4 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の実態把握

県からの連絡を参考にしつつ、管轄区域内に所在する生活関連等施設の名称、所在地等について把握するものとする。

(2) 安全確保の留意点の周知

県及び市町と協力して、生活関連等施設の管理者に対し、施設の安全確保の

留意点を周知させるよう努めるものとする。

(3) 管理者等に対する助言

生活関連等施設の管理者に対し、施設の特性に応じた警備強化等、安全確保上留意すべき点につき助言するものとする。

5 住民の避難対策

(1) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町が避難実施要領（国民保護法第61条第1項の避難実施要領をいう。以下同じ。）の基礎となるパターンを作成するに当たり、緊密な意見交換を行うとともに、避難経路の選定等について必要な助言を行うものとする。

(2) 離島における住民の避難に関する配慮

離島の住民を島外に避難させる場合は輸送手段に大きな制約があることから、できる限り全住民の避難も視野に入れた体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(3) 自衛隊施設の周辺地域における住民の避難に関する配慮

自衛隊施設の周辺における住民の避難について、自衛隊の車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、自衛隊等関係機関との緊密な連携を図るものとする。

6 交通管理対策

(1) 広域交通管理体制の整備等

武力攻撃事態等における広域的な交通管理のための体制を整備するとともに、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務（国民保護法第155条第2項により準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の2に規定する車両の運転者の義務をいう。）等について周知を図るものとする。

(2) 交通規制状況等の情報提供

武力攻撃事態等において道路管理者と連携し、交通規制状況等の情報を道路利用者に対し適切に提供できるようにしておくものとする。

(3) 緊急交通路の把握等

武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の輸送のため確保すべき道路についてあらかじめ把握するとともに、運送事業者である指定公共機関（事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。）と協議の上、避難住民及び緊急物資の代替輸送の確保に努めるものとする。

7 教養訓練等

(1) 共同訓練等の実施

武力攻撃事態等を想定した招集・参集訓練、消防機関等の関係機関との共同訓練等を実施するとともに、職員に対して部内の情報連絡要領や他機関からの情報収集など武力攻撃事態等における活動手順についての教養を行うものとする。

(2) 警察災害派遣隊の充実・強化

警察災害派遣隊の体制及び装備資機材の充実に努めるとともに、武力攻撃事態等において直ちに必要な活動を行うことができるよう訓練を実施するものとする。

第3 武力攻撃事態等における体制の確立

1 職員の招集・参集

武力攻撃事態等に至ったときの職員の招集・参集については、三重県警察職員の非常招集に関する訓令（令和4年三重県警察本部訓令第6号）によるほか、職員は、武力攻撃事態等の認定が行われ、三重県及び県内の市町に対して国民保護対策本部（国民保護法第27条第1項の国民保護対策本部をいう。以下同じ。）を設置すべき指定があったことを認知したときは、非常招集の発令を待たずに原則として所属する部署へ参集しなければならない。

2 交通機関の途絶への対応

(1) 参集体制の整備

所属長は、職員に対してあらかじめ交通機関の途絶等を想定した自転車、徒歩等の代替手段及び経路を検討させるなど参集体制を整備するものとする。

(2) 所属部署への参集不能時の措置

職員は、武力攻撃災害等により所属部署へ参集することができないときは、参集途上の最寄りの警察署に参集し、自己の所属長に報告して指示を受けるものとする。

3 県警備対策室又は県警備対策本部の設置等

(1) 県警備対策室の設置及び体制

ア 事態対処法第9条第2項第1号の規定による武力攻撃事態等の認定がなされたが、三重県若しくは県内の市町に国民保護法第25条の規定による国民保護対策本部を設置すべき指定がなかったとき又は本部長が必要であると判断したときは、警察本部に三重県警察警備対策室（以下「県警備対策室」という。）を設置する。

イ 県警備対策室の長（以下「県警備対策室長」という。）は、警備部長をもって充てる。

ウ 県警備対策室の編成は、別表第1の「三重県警察警備対策室編成表」のとおりとし、編成に必要な人員は、「三重県警察災害警備本部設置等に関する要綱」（令和3年9月10日付け備二発第320号別添。以下「災害警備本部設置要綱」という。）に定める「三重県警察災害警備本部（2号体制）」の人員に準ずるものとする。

エ 県警備対策室長は、状況に応じて、県警備対策室の編成及び人員を適宜変更することができる。

(2) 県警備対策本部の設置及び体制

ア 事態対処法第9条第2項第1号の規定による武力攻撃事態等の認定がなされ、かつ、三重県若しくは県内の市町に国民保護法第25条の規定による国民保護対策本部を設置すべき指定があったとき又は本部長が必要であると判断したときは、警察本部に三重県警察警備対策本部（以下「県警備対策本部」という。）を設置する。

イ 県警備対策本部の長（以下「県警備対策本部長」という。）は、本部長をもって充てる。

ウ 県警備対策本部の編成は、別表第2の「三重県警察警備対策本部編成表」のとおりとし、編成に必要な人員は、災害警備本部設置要綱に定める「三重県警察非常災害警備本部」の人員に準ずるものとする。

エ 県警備対策本部長は、状況に応じて、県警備対策本部の編成及び人員を適宜変更することができる。

4 署警備対策室又は署警備対策本部の設置等

(1) 署警備対策室又は署警備対策本部の設置

警察本部に県警備対策室又は県警備対策本部を設置したときは、各警察署に警察署警備対策室（以下「署警備対策室」という。）又は警察署警備対策本部（以下「署警備対策本部」という。）を設置する。

(2) 署警備対策室及び署警備対策本部の長

署警備対策室の長及び署警備対策本部の長（以下「署警備対策本部長」という。）は、署長をもって充てる。

(3) 署警備対策室及び署警備対策本部の体制

署警備対策室及び署警備対策本部の体制は、署長が定めるものとする。

5 部隊の編成

(1) 本部部隊の編成

ア 警察本部に県警備対策本部を設置したときは、必要に応じて、警察本部に属する職員による部隊（以下「本部部隊」という。）を編成するものとする。

イ 本部部隊の編成は、別表第3の「本部部隊編成表」のとおりとし、編成に必要な人員は、災害警備本部設置要綱に定める「警察本部警備部隊」の人員に準ずるものとする。

ウ 県警備対策本部長は、状況に応じて、本部部隊の編成及び人員を適宜変更することができる。

(2) 署部隊の編成

ア 警察署に署警備対策本部を設置したときは、当該警察署に属する職員による部隊（以下「署部隊」という。）を編成するものとする。

イ 署部隊の体制は、署長が定めるものとする。

6 警察署における体制の報告

署長は、署警備対策室又は署警備対策本部及び署部隊の体制を定めたときは、速やかに本部長に報告するものとする。これらの体制を変更したときも、同様とする。

7 県公安委員会への報告

本部長は、武力攻撃事態等に至ったときは、三重県公安委員会委員長に対し、三重県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）臨時会議の招集を要請し、武力攻撃事態等の状況、講じた措置その他必要な事項を報告するものとする。

第4 国民保護措置等

1 武力攻撃の兆候等に係る情報入手時の報告等

(1) 職員の措置

職員は、武力攻撃（事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。以下同じ。）の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに、警備第二課長又は事案の発生地を管轄する署長に報告するものとする。

なお、執務時間外における警備第二課長への報告は、警察本部の宿日直司令を経由して行うものとする。

(2) 武力攻撃の兆候等に係る情報の報告

ア 本部長への報告

署長は、武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに、その内容を警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。

イ 警察庁への報告

本部長は、武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに、その内容を警察庁に報告するものとする。

(3) 情報伝達系統

武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときの報告連絡系統は、別表第4のとおりとする。

2 警報等に係る措置

(1) 警報の通知

県警備対策本部長は、警察庁の対策本部（緊急事態における警察庁の組織に関する訓令（平成17年警察庁訓令第6号）第2条に規定する対策本部をいう。以下「警察庁対策本部」という。）の長（以下「警察庁対策本部長」という。）から警報の内容について通知を受けたときは、直ちに、その旨を署警備対策本部長に通知するものとする。警察庁対策本部長から警報の解除について通知を受けたときも同様とする。

(2) 住民に対する警報の内容の伝達

県警備対策本部長及び署警備対策本部長（以下「県警備対策本部長等」という。）は、警報の内容について通知を受けたときは、市町と協力し、交番、駐在所、警ら用無線自動車等の勤務員が拡声機や標示等を活用するなどして、住民に対して警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(3) 緊急通報の伝達

ア 緊急通報の通知

県警備対策本部長は、県知事から緊急通報の発令の通知を受けたときは、直ちに、その旨を署警備対策本部長に通知するとともに、警察庁対策本部長に当該内容を速やかに報告するものとする。

イ 住民に対する緊急通報の内容の伝達

県警備対策本部長等は、緊急通報の発令の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町と協力し、住民に対して緊急通報の内容を迅速かつ的確に伝達するよう努めるものとする。

3 住民の避難

(1) 避難措置の指示の通知

県警備対策本部長は、警察庁対策本部長から避難措置の指示（国民保護法第52条第2項の指示をいう。）の内容について通知を受けたときは、直ちに、その旨を署警備対策本部長に通知するものとする。警察庁対策本部長から避難措置の解除について通知を受けたときも同様とする。

(2) 避難の指示の伝達

ア 避難の指示の通知

県警備対策本部長は、県知事から避難の指示（国民保護法第54条第2項の指示をいう。以下同じ。）の内容について通知を受けたときは、直ちに、その旨を署警備対策本部長に通知するとともに、警察庁対策本部長に当該内容を速やかに報告するものとする。

イ 住民に対する避難の指示の内容の伝達

県警備対策本部長等は、避難の指示の内容の通知を受けたときは、2(2)の警報の場合に準じて、市町と協力し、住民に対して避難の指示の内容の伝達を的確かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(3) 関係機関との調整

ア 避難実施要領の策定に当たっての対応

署警備対策本部長は、市町長が避難実施要領を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。

イ 自家用車等が交通手段として示される場合の対応

県警備対策本部長は、県知事が避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し自家用車等を交通手段として示す場合において、必要な意見を述べるものとする。

ウ 県の区域を越える避難への対応

県警備対策本部長は、三重県の区域を越える避難の場合に、関係する都道府県知事による避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加するものとする。

エ 特定公共施設利用法に基づく指針に関する対応

県警備対策本部長は、政府の対策本部（事態対処法第10条第1項に規定する事態対策本部をいう。以下「政府対策本部」という。）の長（以下「政府対策本部長」という。）が武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）の規定に基づき港湾施設、道路等の利用に関する指針を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。

(4) 避難住民の誘導の円滑化

県警備対策本部長等は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、秩序の維持、ヘリコプターテレビシステムによる情報収集等の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 関係機関との連携等

県警備対策本部長等は、避難住民の誘導を行うに際しては、地方公共団体、海上保安部、自衛隊等との間で適切な役割分担を行うとともに、交通規制等により避難経路の確保と秩序立った避難の実施を図るものとする。また、できる限り自治会、町内会、学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努めるものとする。

(6) 警察官による警告又は指示

警察官は、避難住民を誘導する場合において、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、国民保護法第66条第1項の規定に基づき、警告又は指示を行うものとする。

(7) ヘリコプター等による輸送支援

県警備対策本部長等は、病院、障害者福祉施設等、自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、施設の管理者及び市町だけではその十分な輸送手段を確保することができない場合は、ヘリコプター等による輸送支援を行うものとする。

(8) 留置施設に収容されている者の避難誘導

県警備対策本部長等は、武力攻撃事態等において、移送先を選定し、護送体制を執った上で、留置施設に収容されている者の避難誘導を適切に行うものとする。

(9) 避難所等における安全確保

県警備対策本部長等は、要避難地域（国民保護法第52条第2項第1号の要避難地域をいう。）及び避難先地域（同項第2号の避難先地域をいう。）において、自主防犯組織等と連携しつつ、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行うものとする。また、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対し警備の強化を要請するなどして、当該施設の安全の確保に努めるものとする。

4 退避の指示等応急措置

(1) 退避の指示

ア 要請に基づく退避の指示

県警備対策本部長等は、市町長又は県知事（以下「県知事等」という。）から退避の指示の要請があったときは、国民保護法第112条第7項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うとともに、交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 警察官による退避の指示

警察官は、県知事等による退避の指示を待ついとまがないと認めるときは、国民保護法第112条第7項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うものとする。この場合において、署警備対策本部長は、直ちに、その旨を市町長に通知するものとする。

(2) 警戒区域の設定

ア 要請に基づく警戒区域の設定

県警備対策本部長等は、県知事等から警戒区域の設定の要請があったときは、国民保護法第114条第3項の規定に基づき、警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずるとともに、交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 警察官による警戒区域の設定

警察官は、県知事等による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときは、国民保護法第114条第3項の規定に基づき、警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずるものとする。この場合において、署警備対策本部長は、直ちに、その旨を市町長に通知するものとする。

5 被災者の捜索及び救出

(1) 捜索及び救出活動

県警備対策本部長等は、交番、駐在所、警ら用無線自動車等の勤務員に被災情報の収集に当たらせるとともに、ヘリコプター、船舶等を活用して被災者の捜索及び救出活動に当たらせるものとする。

(2) 部隊投入及び警察災害派遣隊の派遣要求

県警備対策本部長等は、把握した被害状況に基づき、迅速に本部部隊及び署部隊を出動させるとともに、被害が大規模な場合において、県公安委員会が警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求を行うときは、警察災害派遣隊の派遣要求に関する手続を行うものとする。

(3) 緊急輸送等への配慮

県警備対策本部長等は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合においては、警ら用無線自動車等での先導等、特段の配慮を行うものとする。

(4) 死者の身元の確認、遺体の引渡し等

県警備対策本部長等は、地方公共団体及び医療機関と協力し、死者の身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

6 生活関連等施設の安全確保

(1) 施設の管理者等の安全確保

県警備対策本部長等は、県知事又は警察庁対策本部長が、生活関連等施設の管理者に対し、国民保護法第102条第1項又は第2項の規定に基づき、施設の安全確保に関し要請を行う場合には、当該管理者にその管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を的確かつ安全に実施するために警察庁対策本部と連携して、必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者及び当該施設に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 施設の管理者等に対する支援

県警備対策本部長等は、国民保護法第102条第4項の規定に基づき、生活関連等施設の管理者、指定行政機関（事態対処法第2条第5号に規定する機関をいう。）の長等から支援の求めを受けた場合において、指導、助言、警察官の派遣等必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

(3) 立入制限区域の指定等

県警備対策本部長等は、県公安委員会が国民保護法第102条第5項の規定に基づき、立入制限区域を指定又はその範囲を変更したときは報道発表等によりその旨を住民に周知するとともに、ロープや標示の設置等により、立入制限区域、立入りを制限する期間等を明らかにするよう努めるものとする。

(4) 警察管理に係る施設の安全確保措置

県警備対策本部長等は、武力攻撃事態等において、速やかに、警察管理に係る生活関連等施設について、警備の強化等安全確保措置を講ずるものとする。

(5) 危険物質等の管理者等の安全確保

県警備対策本部長は、警察庁長官が国民保護法第103条第2項の規定に基づき、県内の危険物質等（国民保護法第103条第1項に規定する危険物質等をいう。以下同じ。）の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める場合には、警察庁対策本部と連携して、危険物質等の管理者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

7 NBC攻撃等による災害への対処

(1) 県知事から要請がなされた場合の措置

県警備対策本部長等は、NBC攻撃等による災害に際し、国民保護法第107

条第3項の規定に基づき、県知事から要請がなされたときは、必要に応じ、放射性物質等により汚染された疑いのある物件の廃棄や汚染された疑いのある建物の封鎖等の措置を講ずるものとする。

(2) 職員の安全措置

県警備対策本部長等は、NBC攻撃等による汚染が生じた場合、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行うものとする。特に化学物質による汚染の場合には、除染活動に努めるものとする。

(3) 汚染拡大防止の措置

県警備対策本部長は、県知事から要請があったときは、国民保護法第108条第2項の規定に基づき、NBC攻撃等による汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整を図り、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する当該物件の移動の制限

若しくは禁止又は当該物件の廃棄の命令

イ 生活の用に供する水の管理者に対するその使用若しくは給水の制限又は禁止の命令

ウ 死体の移動の制限又は禁止

エ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄

オ 建物への立入りの制限若しくは禁止又は建物の封鎖

カ 交通の制限又は遮断

8 被災情報等の収集及び提供

(1) 被災情報の収集等

県警備対策本部長は、武力攻撃事態等において、ヘリコプターテレビシステム等の情報収集手段を有効に活用し、被災情報の収集を行うとともに、警察庁対策本部長に報告するとともに、県知事に連絡するものとする。

(2) 正確かつ積極的な広報

県警備対策本部長等は、被災情報、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置き、正確かつ積極的な広報に努めるものとする。また、広報内容については、関係機関と情報交換を行うよう努めるものとする。

(3) 安否情報の収集及び提供

県警備対策本部長等は、武力攻撃事態等においては、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。この場合に、原則として、避難住民及

び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に対し安否情報を提供するものとし、当該住民の住所地が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

9 情報通信の確保

県警備対策本部長等は、武力攻撃災害発生直後から通信を確保するため、情報通信部と連携して、警察通信施設の被災状況を速やかに把握し、修理又は代替措置により機能の回復を図るものとする。

10 道路交通の管理

(1) 交通規制の実施

県警備対策本部長等は、武力攻撃事態等において、避難住民及び緊急物資の輸送の経路を確保するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項及び第6条第1項から第4項までの規定による署長及び警察官が行う交通規制並びに国民保護法第155条第1項及び道路交通法第114条の5第1項の規定による県公安委員会が行う交通規制に基づき、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行わせるものとする。この場合において、県内への流入車両を抑制する必要がある場合には、周辺の府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。

(2) 交通状況の把握

県警備対策本部長等は、武力攻撃事態等において、現場臨場した警察官及び関係機関からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(3) 交通規制の住民への周知

県警備対策本部長等は、武力攻撃事態等において、交通規制を行ったときは、道路管理者と協力し、直ちに、住民に周知させるものとする。

(4) 緊急交通路確保のための措置

県警備対策本部長等は、武力攻撃事態等において避難住民及び緊急物資の輸送のため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導を行うとともに、必要に応じ、一般車両の運転者等に対し、所要の措置を執るよう命ずるものとする。

(5) 道路の利用指針が定められた場合の対応

県警備対策本部長は、政府対策本部長により特定公共施設利用法の規定に基づき道路の利用指針が定められた場合は、それを踏まえ、適切に交通規制を実

施するものとする。

11 応急の復旧

(1) 被害の拡大防止等

県警備対策本部長等は、武力攻撃災害発生後できる限り速やかに自らの所管する施設及び設備の点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

(2) 体制の整備等

県警備対策本部長等は、自らの所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

12 海外からの支援の受入れ

県警備対策本部長は、政府対策本部が海外からの支援の受入れを決定し、警察庁対策本部から受入れに伴い必要となる協力措置について連絡を受けたときは、当該措置を講ずるものとする。

13 特殊標章等の交付

本部長は、武力攻撃事態等においては、職員その他国民保護措置に協力する者等に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書を交付するものとし、その交付等に必要な事項は、別に定めるところによる。

第5 緊急対処保護措置に関する事項

緊急対処事態においては、緊急対処保護措置として、この計画に定める事項に準じた措置を実施するものとする。この場合において、当該事態を終結させるためにその推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意するものとする。